

3 受注者は、本件業務に従事する受注者の従業員その他の者に前項に規定する義務を遵守させるため、必要な処置を講じなければならない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者は、本件業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した部分を第三者に委任してはならない。

2 受注者は、本件業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 発注者は、受注者に対して、本件業務の一部を委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(本件業務の変更等)

第8条 発注者は必要があるときには、受注者に遅滞なく連絡した上で、本件業務の内容を変更し、又は本件業務の履行を一時中止することができる。この場合において、委託期間及び業務委託料を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は、発注者に対し必要な費用を請求することができるものとし、その額は発注者受注者協議して定める。

3 発注者において、製品仕様の変更を行う必要が生じた場合は、発注者は、受注者に遅滞なく連絡し、発注者、受注者協議の上、製品仕様を変更することができるものとする。

(事情変更)

第9条 予測することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、業務委託料が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、業務委託料の変更を請求することができる。

(業務の実施状況の報告等)

第10条 受注者は、本件業務の実施状況を、発注者の定める期日までに、文書及び委託者が指定する方法により発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、前項の報告を受理したときは、その日から起算して10日以内に、報告書が契約の内容に適合するものであるか否かを確認しなければならない。

3 発注者は、確認の結果必要があると認めたときは、期日を定めて受注者に報告書を再作成させることができるものとする。この場合において、報告書等の再作成に要する費用は、受注者の負担とするものとし、受注者は、速やかに発注者に対し補正した報告書を提出するものとする。

4 補正後の報告書の確認については、第1項及び第2項の規定を準用する。

(委託料)

第11条 委託料の額は、次のとおりとする。

(1) 運用経費(帳票作成に係る経費)

発注者は、本件業務に要する費用のうち、帳票作成等に係る委託料として、別紙に掲げるそれぞれの「単価(税抜)」に実施数量を乗じた金額(1円未満の金額がある場合は、その端数金額は切り捨てる。)の合計金額に国の定める消費税及び地方消費税の額を加算(1円未満の金額がある場合は、その端数金額は切り捨てる。)した委託料を受注者に支払うものとする。

(2) 導入経費（プログラム設計、帳票設計、プリンタ校正等に係る経費）

	円（月額	円）
	<u>（消費税及び地方消費税の額を含む。）</u>	
委託料の額の年度別内訳	令和7年度	円（3か月）
	令和8年度	円（12か月）
	令和9年度	円（12か月）
	令和10年度	円（12か月）
	令和11年度	円（12か月）
	令和12年度	円（9か月）

2 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税又は地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく委託料の額に相当額を加減して支払う。

（業務委託料の支払）

第12条 受注者は、第10条第2項又は第4項の発注者による確認を受けた後、業務委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に受注者に業務委託料を支払わなければならない。

3 契約締結日から令和7年12月31日までは、本格稼働前の準備期間とし、帳票作成に係る運用経費及びプログラム設計等に係る導入経費についての支払は行わないものとする。

（受注者の義務）

第13条 受注者は、本件業務の履行に関して次の義務を負う。

(1) この契約に定めるもののほか、別紙業務仕様書に従い、本件業務を履行すること。

(2) 全ての納品物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するよう努めること（発注者の責めに帰すべき事由により権利侵害となる場合を除く。）。なお、納品物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害している場合は、発注者、受注者協議の上、対応するものとする。

（一般的損害）

第14条 契約期間中に、本件業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第15条 本件業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、第三者に及ぼした損害が発注者の指示が不相当であること等、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示が不相当であること等、発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、

発注者受注者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(契約不適合責任)

第16条 納品物に契約不適合(別途合意する製品仕様書との不一致をいい、以下同じ。)があるときは、発注者は、受注者に対して、相当の期限を定めて、その契約不適合の修補又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求し、又は履行の追完に代え、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、受注者は、民法第562条第1項ただし書にかかわらず、発注者が請求した方法により履行の追完をしなければならない。

2 前項の規定による履行の追完又は損害賠償の請求は、発注者が納入を受けた日から起算して1年以内(以下「保証期間」という。)に、その旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、これを行うことができない。ただし、受注者が納品物を納入する時に、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

3 契約不適合が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、発注者は、受注者に対し、前2項の請求をすることができない。

4 前3項の規定は、第14条及び第15条による損害賠償請求及び第35条、第37条、第38条、第40条及び第41条による契約解除権の行使を妨げるものではない。

(原始資料等の提供及び返還)

第17条 発注者は、受注者に対し本件業務遂行に必要な原始資料を無償で貸与、開示等を行い提供するものとする。

2 発注者は、受注者から本件業務の遂行に必要な原始資料以外の資料等の提出について申請があったときは、速やかにその是非を検討し、その結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、提供可能なときは、発注者は、速やかに受注者に無償で貸与、開示等を行うものとする。

3 本件業務の遂行上不要となった原始資料その他の資料等があるときは、受注者は、遅滞なくこれを発注者に返還し、又は発注者の指示に従い処分するものとする。

(原始資料等の管理)

第18条 受注者は、発注者から提供された本件業務に係る原始資料その他の資料、情報等(以下この条において「原始資料等」という。)を施錠できる管理庫又は施錠、入退去管理の可能な管理室に格納する等適正に管理しなければならない。

2 原始資料等は、本件業務以外の用途に使用してはならない。

3 受注者は、発注者から提供された原始資料等について、発注者の書面による事前の承諾がない限り、これらを複製し、又は本件業務の作業場所から持ち出してはならない。ただし、本件業務の履行において必要最低限の範囲の複製については、発注者の承諾を得たものとみなす。

(作業場所)

第19条 受注者は、機密保持又は業務遂行上の必要から、発注者の事務所内で作業を行う必要があるときは、発注者にその所有する作業場所の使用を要請することができるものとする。

2 発注者は、前項の規定による要請があった場合において、その必要があると認めると

きは、使用上の条件を明示し、有償又は無償により貸与し、又は提供することができるものとする。

- 3 受注者の使用人は、発注者の事務所内で業務を遂行する場合、受注者の社名入りネームプレートを着用しなければならない。

(業務遂行管理者)

第20条 発注者及び受注者の双方は、この契約の締結後速やかに、本件業務を円滑に遂行するため、それぞれ本件業務の履行に関する連絡及び確認を行う業務遂行管理者1人並びに当該連絡及び確認に必要な推進体制を定め、書面をもって相手方に通知するものとする。通知した事項を変更する場合も、同様とする。

- 2 発注者及び受注者の双方は、この契約に定める事項のほか、本件業務の履行に関する相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼及び相手方との連絡、確認等は、原則として業務遂行管理者又はその代理者を通じて行うものとする。

(目的外使用の禁止)

第21条 受注者は、この契約の履行に必要な本件業務の内容を他の用途に使用してはならない。

(個人情報保護)

第22条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(事故等の報告)

第23条 受注者は、事故等の発生により契約の履行に障害を生じ、又は生じる恐れがあると認められるときは、直ちに理由を付して発注者に報告しなければならない。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第24条 受注者は、その責めに帰すことのできない事由により別紙業務仕様書に規定する納入期限内に本件業務を履行することができない事由が生じたときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、納入期限を延長しなければならない。

- 3 発注者は、前項の納入期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合において、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による納入期限の変更)

第25条 発注者は、特別の理由により納入期限を変更する必要があるときは、納入期限の変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第26条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

(業務委託料の変更方法等)

第27条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

- 2 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に

発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(危険負担)

第28条 納入前において、納品物に滅失又はき損が生じた場合には、発注者の責めに帰すべき場合を除き、その滅失又はき損に関する修補は、受注者の負担とする。

2 納入後において、納品物に滅失又はき損が生じた場合には、受注者の責めに帰すべき場合を除き、その滅失又はき損に関する修補は、発注者の負担とする。

3 発注者に納入せず、市民に郵送した後において、納品物に滅失又はき損が生じた場合には、発注者の責めに帰すべき場合を除き、その滅失又はき損に関する修補は、受注者の負担とする。

(作業の進捗状況の報告等)

第29条 受注者は、発注者からの指示がある場合には、受託した業務の進捗状況について、発注者が指定する時期及び内容で、書面等により報告しなければならない。

2 受注者は、発注者からの指示がある場合には、打合せ会議を開催しなければならない。

(発注者の検査監督権)

第30条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の作業現場の現地調査を含めた受注者の作業に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。ただし、現地調査の日時等、詳細については、発注者、受注者協議の上決定する。

2 受注者は、発注者から進捗状況の提出の要求、作業内容の検査実施の要求、作業の実施に係る指示があったときは、これらに従わなければならない。

(納入)

第31条 受注者は、別紙業務仕様書の規定に従い、納入期限までに納入場所に納品物を納入しなければならない。

(検査)

第32条 発注者は、受注者から納品物を受領したときは、あらかじめ発注者、受注者協議して定めた検査方法及び検査基準に基づいて本件業務の検査（以下「検査」という。）を行い、その結果を次項に規定する検査期限までに書面により受注者に通知するものとする。

2 検査期限は、受注者が当該検査の対象となる納品物を受領した日から7日以内（以下「検査期間」という。）とする。ただし、発注者又は受注者が、納品物の規模により検査に要する期間が8日以上必要であると認めるときは、10日を限度に当該検査期間を定めるものとする。

3 発注者が前項に規定する検査期間内に当該検査の結果を受注者に通知しないときは、当該検査は、合格したものとみなす。発注者が正当な理由なく納品物の受領を拒否した場合で、当該拒否をした日から7日を経過したときも、同様とする。

4 納品物が検査に合格しないときは、次に定めるところによる。

(1) 不合格の原因が受注者の責めに帰すべき事由による場合及び保証期間内に発注者から受注者に修補の請求があった場合は、受注者は、発注者の指示に従い、速やかに納品物を無償で修補しなければならない。ただし、受注者が合理的範囲内で修補の努力を繰り返しても修補できないときは、この限りでない。

(2) 不合格の原因が受注者の責めに帰すことのできない事由による場合は、受注者は、

納品物を有償で修補するものとする。この場合において、修補に要する期間、対価の額等は、発注者、受注者双方が別途協議して決定するものとする。

5 前項の規定による修補の期間は、検査期間から除算するものとする。

6 当該検査において、受注者で発生する費用は、受注者の負担とする。

(著作権の承諾等)

第33条 納品物の著作権及びこれに関する著作者人格権の取扱いは、次に定めるところによる。

(1) 受注者は、納品物のうち自己が創作した著作物についての著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、発注者に無償で許諾するものとする。

(2) 発注者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、製品仕様書を改変することができるものとする。

(3) 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者が納品物の作成のために適用する関連資料及び納品物についての著作権等については、受注者に帰属するものとし、納品物に受注者が第三者から許諾を受けた著作物が含まれている場合は、当該著作物に係る著作権等は、当該第三者に帰属するものとする。

(特許権等)

第34条 本件業務の履行に当たり開発されたアイデア、コンセプト、ノウハウ又は技術に係る発明、考案、意匠等（以下「発明等」という。）に関する工業所有権（出願する権利も含む。）及びこれらに関する権利（以下「特許権等」という。）は、当該発明等を行った者が属するこの契約の当事者に帰属するものとする。この場合において、発注者又は受注者は、当該発明等を行った者との間で特許権等の承継その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 本件業務の履行の過程で生じた発明等が発注者及び受注者に属する者の共同で行われた場合は、当該発明等に係る特許権等は、発注者及び受注者の共有（持分は、別に定めがない限り均等とする。）とする。

3 発注者及び受注者は、前項に規定する共同の発明等に係る特許権等については、それぞれ相手方の同意を得ることなく、これらを自ら実施し、又は利用することができる。ただし、当該特許権等の実施又は利用を第三者に許諾する場合、自己の持分を譲渡する場合又は質権の目的とする場合は、事前に相手方の同意を得なければならない。

(発注者の任意解除権)

第35条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第37条又は第38条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

第36条 受注者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等からの不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) この契約について再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 暴力団等 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第38条第9号及び第11号において同じ。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号及び第38条第9号において同じ。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。第38条第11号において同じ。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。
- (2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

（発注者の催告による解除権）

第37条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、本件業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 委託期間内に本件業務が完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に本件業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 正当な理由なく、第16条第1項の履行の追完をしないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第38条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が第5条第1項の規定に違反し、業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者が第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を本件業務の履行以外に使用したとき。
- (3) 受注者が本件業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

- (4) 引き渡された納品物に契約不適合がある場合において、その不適合が納品物を破壊した上で本件業務を行わなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者が本件業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 本件業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 受注者が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (10) 受注者が第40条又は第41条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 代表一般役員等（受注者の代表役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下このアにおいて同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時業務等の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。
 - イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
 - ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
 - エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - オ 再委託契約又は資材等の購入契約（以下「再委託契約等」という。）を締結する場合等において、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、再委託契約等を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
 - カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約等を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）において、発注者が当該再委託契約等を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
 - キ この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭

和22年法律第54号。以下この号において「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下この号において「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

ク この契約に関し、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下このク及びクエにおいて「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。クにおいて「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ケ この契約に関し、納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

コ この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。サにおいて同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

サ この契約に関し、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第39条 発注者は、第37条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第40条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない契約解除権等)

第41条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定による契約の変更等により業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による中止の期間が委託期間の10分の5を超えたとき。

ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第42条 第40条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第43条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、業務の一部が完了し、かつ、可分のものであり、当該部分についてこの契約の目的を達成することができることと認められるときにおける当該完了部分については、第12条中「業務」とあるのは「完了部分に係る業務」と、第12条中「業務委託料」とあるのは「完了部分に係る業務委託料」と読み替えて、同条の規定を準用する。

2 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が、民法の規定に従い協議して定める。

(発注者の損害賠償請求等)

第44条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受注者が契約期間内に本件業務を完了することができないとき。
- (2) 第37条又は第38条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第37条又は第38条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する

法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の割合で計算した額とする。

- 6 第2項の場合（第38条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）に該当する場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第45条 受注者は、第38条第11号キからコまでのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、発注者が納品物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

- 3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（受注者の損害賠償請求等）

第46条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に該当する場合はこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- （1） 第40条又は第41条の規定によりこの契約が解除されたとき。

- （2） 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第12条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第47条 受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料の支払の日までの日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の規定による追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（運搬責任）

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって取り扱うこととなる個人情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び高松市（以下「発注者」という。）の定める高松市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高松市条例第37号）その他関係法令並びに高松市情報セキュリティポリシー及び本個人情報取扱特記事項（以下「本特記事項」という。）を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出等)

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に届け出なければならない。

2 受注者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に届け出なければならない。

3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定等)

第4条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、この契約による業務の着手前に書面により発注者に届け出なければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に届け出なければならない。

3 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名及び氏名が分かるようにしなければならない。

(教育及び研修の実施)

第5条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者に対して実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、この契約による業務を処理する上で、直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は契約解除された後も同様とする。

2 前項について、受注者は、在職中及び退職後においても同様であることを作業責任者

及び作業従事者に周知しなければならない。

(個人情報を受領)

第7条 受注者は、発注者から個人情報を受領する場合は、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(再委託)

第8条 受注者は、個人情報を自ら取り扱うものとし、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者(委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、次項の発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、やむを得ない理由により、この契約による業務の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに個人情報の取扱い状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、再委託をする前に、書面により再委託する旨を発注者に申請しなければならない。
- 3 前項の承認を得た場合においては、受注者は発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、第2項の承認を得て再委託する場合は、再委託先との契約において、個人情報の取扱状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法について具体的に定め、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者の求めに応じて、当該管理及び監督の状況を発注者に対して報告しなければならない。
- 5 前項に規定する場合における個人情報の取扱いについては、本特記事項の規定を準用する。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受注者は、個人情報を保持している間は、次の各号に定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故(以下「個人情報の漏えい等の事故」という。)を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。
- (4) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (5) 個人情報を電磁的記録として保管する場合は、当該個人情報が記録された媒体及

びそのバックアップの保管状況並びに記録された情報の正確性について、定期的に点検すること。

- (6) 個人情報を電磁的記録として持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (7) 発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報が記録された資料を複写し、又は複製しないこと。
- (8) 作業場所の変更等に伴い、個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
- (9) 作業場所に、私用電子計算組織、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を取り扱う電子計算組織に、個人情報の漏えい等の事故の発生につながるおそれがあるアプリケーションをインストールしないこと。

(収集の制限)

第11条 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により個人情報を収集する場合は、本人から直接収集するものとする。ただし、本人の同意を得た場合又は発注者の承諾がある場合は、この限りでない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報をこの契約による業務の処理以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第13条 受注者は、この契約が終了し、又は契約が解除された場合は、発注者の指定した方法により、個人情報を返還し、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時における報告の手順を定めなければならない。

(監査及び実地検査)

第15条 発注者は、個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が

講じられているかどうかの検証及び確認をするため、受注者及び再委託先に対して、監査又は実地検査（以下「監査等」という。）を行うことができる。

- 2 受注者は、発注者が前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示を行った場合は、これに応じなければならない。
- 3 発注者は、監査等の結果、個人情報の不適切な取扱いがあった場合は、受注者に対して改善を要請できるものとする。

（事故発生時等の対応）

第16条 受注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況その他必要な事項を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

- 2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該個人情報の漏えい等の事故に関する情報を公表することがある。この場合において、受注者は、発注者が受注者から報告を受けた内容を公表することに同意するものとする。

（契約解除）

第17条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第18条 受注者の故意又は過失によるものか否かを問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、発注者又は第三者に損害を与えたときは、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(第3条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受注者 住 所
事業者名
代表者名 印
電話番号

個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届
(新規/変更 (年 月 日))

に係る作業責任者及び作業従事者について、次のとおり届け
ます。

1 作業責任者

所属部署	役 職	氏 名 (変更前)

2 作業従事者__名

所属部署	役 職	氏 名 (変更前)

※ 変更の届出の際は、氏名欄に () を追加し変更前の作業責任者等の氏名を記載してください。

(第4条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受注者 住 所
事業者名
代表者名
電話番号

印

個人情報を取扱う場所に関する届
(新規/変更 (年 月 日))

に係る作業場所について、次のとおり届けます。

所在地番・建物の名称等 (変更前)	作業の内容 (変更前)

※ 変更の届出の際は、() を追加し変更前の状況をそれぞれ記載してください。

(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受注者 住 所
事業者名
代表者名
電話番号

印

個人情報預り証

に係る個人情報を次のとおり受領いたします。

<p>個人情報の内容 ※媒体名・数量・資料名・ 情報の詳細等</p>	
--	--

(第8条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受注者 住 所
事業者名
代表者名
電話番号

印

再委託承認申請書

に係る業務の一部を他の事業者へ委託したいので、次のとおり申請します。

委託先住所及び名称等	【住所】 【事業者名】 【代表者名】
委託する理由	
委託して処理する内容	
委託先が取り扱う個人情報	
委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに委託先に対する管理及び監督の方法	

(第13条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受注者 住 所
事業者名
代表者名
電話番号

印

個人情報の消去又は廃棄の完了報告書 (消去/廃棄)

に係る個人情報の消去又は廃棄を完了しましたので、次のとおり報告します。

消去又は廃棄の内容	【対象の個人情報】 【方法】
消去又は廃棄を行った日時	
作業担当者名	

(第16条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受注者 住 所
事業者名
代表者名
電話番号

事故報告書

について、個人情報の漏えい等の事故が（発生しました／発生するおそれがあります）ので、次のとおり報告します。

発生日時	年 月 日 時 分
発生場所	
発生状況	
対象個人情報の内容及び件数	